**地域移行支援とは・・・**

地域での生活を希望される方障がいのある方に対して、退院・退所後の居住先など、

地域生活に移るための相談や支援を行います。

利用期間は、原則６ヶ月。必要に応じて１２ヶ月まで延長可能。

＜対象となる方＞

・精神科病院に入院している方

・施設に入所している方

・保護施設、矯正施設から退所される障がいをお持ちの方

**支援の流れ**

地域移行支援

地域定着支援

○居宅で単身等で生活する方との

常時の連絡体制

○緊急対応（要相談）

・連絡体制の確保

・相談体制の確保

・緊急時の訪問

・緊急時の支援体制の確保

・住居の確保

・退院、退所後に必要な物品購入同行

・行政手続き同行

・日中活動希望の確認

・社会資源の見学

・自宅への外泊

・障害福祉サービス体験利用

・対象者の意向の聞き取り

・本人、家族への情報提供

・生活のイメージ作り

**地域定着支援とは・・・**

単身等で生活する障がいのある方に対し、地域生活の安定のために必要な支援を

行います。

＜対象となる方＞

・精神科から退院して間もない方

・施設から退所して間もない方

・一人暮らしを始めて不安のある方　等

しんどいこともあるけど、何とかやっていけてます。

まわりに助けてくれる人がいるから・・・。



地域で暮らしてみませんかって、○○さんと△△さんが来てくれて、助けてくれた。地域で暮らせるようになったのは、あの人たちのおかげです。



もう一生入院もいいかなって思っていました。でも、このままじゃもったいないよ、まだまだこれからだよって、みんな応援してくれたから、段々と気持ちが変わっていったよ。



連絡先：紀北地域障がい者総合相談支援センター結

　　　住所：尾鷲市栄町５－５

　　　ＴＥＬ：0597-22-3170（夜間・休日は転送電話につながります）

　　　ＦＡＸ：0597-22-3402

病院・事業所の方へ

地域移行支援・

地域定着支援事業の

ご案内



お気軽にご相談ください。

作成：紀北地域協議会　こころ部会